

海老名市地盤変動影響調査等積算要領

(目的)

第1条 この要領は、海老名市が発注する建築工事の施行により不可避免的に発生した地盤変動により、建物その他の工作物に損害等が生じた場合の費用負担等の算定に係る必要な事項を定め、もって調査業務の適正な積算に資することを目的とする。

(適用基準)

第2条 地盤変動影響調査等に係る積算業務については、「用地調査等業務費積算基準」(国土交通省関東地方整備局)を準用する。

(その他)

第3条 本要領の規定において、別に定める場合はこの限りでない。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。